

日本弁護士連合会会長 瀧上玲子 殿  
日本弁護士連合会選挙管理委員会 殿  
FAX 03-3580-2866

2024年4月16日

## 日弁連会長選挙の改善申入書

変えよう！会 代表者 及 川 智 志  
連絡先住所

千葉県松戸市本町5番9号浅野ビル3階

市民の法律事務所

電 話 047-362-5578

F A X 047-362-7038

### 第1 申し入れの趣旨

当会は、日弁連会長選挙について以下の改善を申し入れる。

#### 1 選挙公報について

選挙公報の会員への送付を早くすること

#### 2 公聴会について

(1) 公聴会の日時場所が確保され次第、それらを速やかに会員に周知すること

(2) 公聴会を会員が自身のPC等によりオンラインで視聴できるようにすること

(3) 公聴会の内容を日弁連の会員専用ホームページで即時配信すること

(4) 公聴会の録画について、スキップ機能を持たせること

#### 3 選挙に関連する会員の自由闊達な言論、意見交換を保障すること

(1) 会員が、選挙に関連して、SNSだけでなく、メールやSMS、Lineその他を活用できるようにすること

(2) 会員間のファックスや郵便等の選挙に関連する言論・活動の制限を撤廃

して、自由に言論・活動を行えるようにすること

#### 4 候補者について

- (1) 文書制限を撤廃すること
- (2) メールによる選挙活動をさらに有効にするための方策を検討・実施すること
- (3) 納付金について、少なくとも現在の要件を満たす場合、200万円ではなく全額を返金すること

## 第2 申し入れの理由

### 1 日弁連会長選挙の低投票率に象徴される、会内民主主義・弁護士自治の危機

今回の日弁連会長選挙は、全体の投票率が33.28%と過去最低で、3人に1人しか投票していない。単位会によっては、2割前後の会すらある。

これは、日弁連の会内民主主義、弁護士自治の危機とも言える状況であり、その要因を検討し、克服の方策を至急講じていく必要がある。

### 2 会員が、弁護士自治の主体者になりうるためには、日弁連会長選挙においても必要な情報に接し、主体的に発信することのできる基盤が必要である。

ところが、現状は、例えば次のような重大な問題がある。

#### (1) 選挙公報について

選挙公報が会員の手元に届くのは極めて遅く、公聴会が始まってさえまだ届いていない。これでは会員は、候補者の人物や政策等を把握できるのが不在者投票直前ということになり、会員相互での意見交換も困難である。日弁連ホームページにアクセスすれば見ることができると言われるかもしれないが、現実問題として、よほど選挙を意識しなければアクセスするに至るのはなかなか困難である。

#### (2) 公聴会について

公聴会は本来、候補者の人物や考え・政策等を知り、会員の質問に答える中で、双方向の意見交換を可能とし、候補者の考えをより具体的に把握

することに寄与する、貴重な機会のはずである。

しかし、実際の参加者数はきわめて少ない。一つには、年末年始明けで裁判等の期日や打ち合わせや会合などが入りやすい時期であり、公聴会の日時場所は一日も早く会員に周知徹底される必要があるところ、公聴会の日時場所の告知はきわめて遅く、かつ効果的な周知方法は取られていない。公聴会の日時場所はかなり早く決まっているのであるから、公示前であっても、日時場所が決まった段階で予告をすることは可能なはずである。

また、公聴会の会場にリアルで参加することが、時間的あるいは距離的に困難な会員が多数存在することは明らかである。それを補うものとして、そもそも公聴会をオンライン視聴できるようにするべきである。

また、公聴会の録画を日弁連ホームページで視聴できるようにはなったが、公表自体が遅く、しかもスキップ機能が無いため、極めて事務手続的なところもスキップできず、使い勝手が悪い。スキップ機能をもたせるべきであるし、録画の公表も速やかに行われるべきで、かつ、リアルタイムで知りたいというニーズとの関係では同時配信もされるべきである。

### (3) 「べからず選挙」からの脱却を

本来、会員が選挙の客体ではなく主体的な行動ができることが、日弁連の会内民主主義・弁護士自治にとって重要である。選挙の時こそ、会員の自由闊達な言論、意見交換が保障されなければならない。

しかるに、日弁連会長選挙では、文書違反が厳しく、また会員の選挙に関するメール等の行動も違反になるのではないかと委縮させるものになっている。これらの「べからず選挙」から脱却すべきである。

日弁連の会内民主主義、弁護士自治の充実のためにも、選挙に関連する会員の活動・言論等を広く認めることにより、日弁連の在り方や司法制度等について会員の中で活発に意見交換・情報交換が行われるべきである。

したがって、会員が、選挙に関連して、SNSだけでなく、メールやSMS、Lineその他を活用できるようにすべきであり、また、会員間のファックスや郵便等の活動の制限を撤廃して、自由に選挙に関する言論や意見交換等を行えるようにすべきである。

### 3 候補者の活動等について

- (1) 日弁連会長選挙における活動の自由化は、会内民主主義・弁護士自治の充実のために重要である。日弁連の在り方について議論を活発にし、政策選挙の名に値するためには、候補者の活動も「べからず選挙」にしてはいけない。

現在、文書制限が厳しすぎる。ハガキでは政策を訴えるには分量的に制約がありすぎる上に財政的にも厳しい。ファックスの枚数制限やレターケース入れも違反に問われるなどの問題がある。文書制限を撤廃すべきである。

また、メールでの発信は重要な方法であるが、メール送信が可能になったといっても、メールアドレス把握の課題があるため広く会員に発信することが困難である。この点、たとえば日弁連が把握しているメールアドレスについて選挙直前の一定期間内に除外を希望する入力フォームを案内し、除外希望のない会員のメールアドレスに会長選挙期間中専用のメールマガジンとして候補者からのメール発信ができるようにするなどの方策を検討・実施されるべきである。

- (2) 納付金は、現在の要件を満たせば200万円が返金される改善はあったものの、なぜ100万円は没収されるのか疑問である。費用の面で立候補すること自体への制約の面が生じうるのであり、少なくとも現在の要件を満たせば納付金を全額返金すべきである。

### 4 結論

以上により、当会は、上記の第1項記載の申し入れの趣旨記載のとおり  
の検討改善を求める。

以上